

土佐清水市中央町火災跡地利用計画作成支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱を定めたので、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 24 日

土佐清水市長 程岡 庸

土佐清水市中央町火災跡地利用計画作成支援業務委託  
プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置目的)

第 1 条 土佐清水市中央町火災跡地利用計画作成支援業務委託をするに当たり、プロポーザル方式による審査を公正かつ客観的に行い、事業目的に最も合致した企画力、実施体制及び事業の確実性等を有する事業者及び次点者（以下「候補者等」という。）を選定するため、土佐清水市中央町火災跡地利用計画作成支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 企画提案等の審査及び候補者等の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の 7 人の委員をもって組織する。

土佐清水市副市長  
土佐清水市企画財政課長  
土佐清水市総務課長  
土佐清水市まちづくり対策課長  
土佐清水市観光商工課長  
中央町商店街振興組合青年部長  
土佐清水商工会議所専務理事

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立するものとする。
- 3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見を聴く

ことができる。

5 会議は、非公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、観光商工課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。